

○議長（茅沼隆文）

日程第4 議案第22号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。提案理由を町長に求めます。町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。人口の増加に伴い、開成町水道事業の設置等に関する条例に規定する給水人口の超過が見込まれるため、開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝巳）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第22号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月16日提出、開成町長、府川裕一。

今回の提案に係る経緯を申し上げます。

開成町の水道事業は、昭和47年に水道事業運営に関する国の認可を受けて開始しております。その後、昭和58年、昭和60年、平成8年に、当該許可に係る水道事業計画書の変更認可を受けて事業を行っております。

現在、認可を受けております給水人口は1万7,500人です。今後、人口の増加により、認可を受けています、給水人口を上回ることが予測されることから、水道法第10条第1号及び水道法施行規則第7条2、軽微な変更の規定に基づき、給水人口の変更の届け出を4月に神奈川県に行いました。

開成町水道計画書の給水人口の変更に伴い、同人口を根拠といたします開成町水道事業の設置に係る条例第2条第3項における給水人口を改正するものであります。

それでは、条例改正の内容を御説明します。1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。開成町水道事業の設置等に関する条例（昭和47年開成町条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条第3項の給水人口について、現在の1万7,500人を1万9,200人に改正するものです。

附則、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方はいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第22号 開成町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。